

令和8・9年度愛知県建設工事等 入札参加資格審査申請について

愛知県建設局土木部建設総務課
令和7年11月

入札参加資格審査の概要

- 愛知県（建設部門（建設局、都市・交通局、建築局）・農林水産部門（農業水産局、農林基盤局）・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会）が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加するためには、県の入札参加資格者名簿に登録されていることが必要。
- 名簿に登録されるためには、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により申請を行い、県の審査を受ける必要がある。

令和 8 ・ 9 年度入札参加資格審査申請 「定時受付」について

- **受付期間**

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 2 月 1 6 日（月）

- **申請方法**

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- **有効期間**

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）



（参考）令和 8 ・ 9 年度入札参加資格審査申請「随時受付」

受付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 1 0 年 1 月 3 1 日（月）

申請要件（建設工事）（１）

①資格審査を希望する業種について、建設業法第３条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

②（定時受付の場合）

資格審査を希望する業種について、**審査基準日（決算日）が令和６年７月１日から令和７年６月３０日の間にある**、経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

※決算期の変更等により審査基準日（決算日）が令和７年７月１日以降となる場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

（随時受付の場合）

申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って１年７か月以内の日を審査基準日とするもの。

申請要件（建設工事）（2）

- ③地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）
- ⑥「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

申請要件 (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

建設工事における申請要件③～⑥を満たし、且つ営業に関して必要とされる登録があること。

(再掲：建設工事における申請要件)

- ③地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）
- ⑥「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

必要書類（建設工事）（1）

①国税の納税証明書

本店所在地を管轄する税務署で様式その3の3（法人の場合）又は様式その3の2（個人の場合）の交付を受けてください。

※愛知県税については、県が納税状況を確認するため、証明書等を提出する必要はありませんが、法人の場合は電子申請の中で法人番号の入力が必要です。（個人の場合は入力不要。）

法人番号：国税庁法人番号公表サイトにて確認できます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

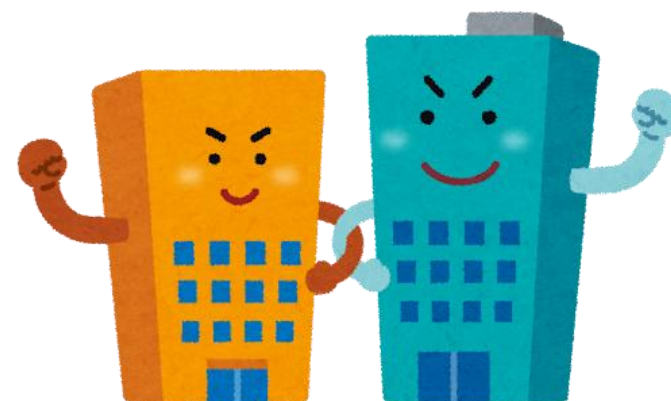
必要書類（建設工事）（2）

②社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの（領収書の写し等）

※建設工事の場合、最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合は提出不要です。

③資本関係又は人的関係に関する申告書

※該当する者がいない場合は提出不要です。



必要書類 (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

建設工事における必要書類に加え、以下④・⑤の書類が必要です。

④登記事項証明書（**法人の場合**）又は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書（**個人の場合**）

⑤以下 3 業種の申請を希望する方は、当該業種の登録を確認できる書類の写し

・ 建築設計：建築士事務所登録証等

・ 一般測量又は航空写真測量：測量業者登録証等

※支店等を契約を締結する営業所とする場合は、その支店等が当該営業を営む営業所として登録されていることがわかるものを提出してください。

必要書類に関する注意事項

- 「①国税の納税証明書」及び「④登記事項証明書（法人の場合）又は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）」については、入札参加資格審査申請時から3か月以内のものに限ります。（コピー可）
- 「②社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの」については、直近のものに限ります。
- 必要書類については、電子申請の中で出力される別送書類送付書とともに電子申請データ送信後7日以内に愛知県建設局土木部建設総務課へ到着するように別途郵送してください。

総合点数の算定について（建設工事）

総合点数 = 経営事項評価点数 + 成績評価点数

成績評価点数 = 工事成績評定点数 + 優良工事表彰点数
+ 地域貢献点数 + **社会的取組評価点数（※）**
+ 建設キャリアアップシステム登録状況点数
－ 指名停止等経歴点数

（※）は今回変更があった項目です。

(※) 社会的取組評価点数について (1)

【評価項目】 (1項目につき10点を付与し、最大付与点数を50点とする。)

①自動車エコ事業所の認定

②あいち生物多様性企業認証 (新規)

③障害者の雇用義務の達成

④協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用

⑤愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

⑥あいちっこ家庭教育応援企業への賛同

~~くるみん認定 (トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む)~~ (削除)

⑦エコモビリティライフの推進

⑧健康づくりの推進

⑨障害者就労施設等からの調達実績

⑩愛知県休み方改革マイスター企業の認定

⑪取引適正化の推進 (新規)

(※) 社会的取組評価点数について (2)

【評価要件】

○あいち生物多様性企業認証の追加

愛知県環境局環境政策部自然環境課において、あいち生物多様性企業認証を受けていること。（県が認証の状況を確認するため、**証明書等の提出は不要です。**）

○取引適正化の推進の追加

パートナーシップ構築宣言を公表していること。（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト「登録企業リスト」に公表されている**宣言文を提出してください。**）

総合点数の算定について (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300 \text{ 点満点})$$

A : 年間平均実績高の点数	B : 自己資本額の点数
C : 有資格者数の点数	D : 営業年数の点数

今回、変更はありません。

問い合わせ先等

- **電子申請の操作方法等について**

あいち電子調達共同システムヘルプデスク

0120-059-399

- **要領・必要書類等について**

建設局土木部建設総務課契約第一グループ

052-954-6608

農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ

052-954-6394

企業庁管理部総務課契約グループ

052-954-6671

- **総合点数の算定における変更項目について**

「あいち生物多様性企業認証」について

環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ

052-954-6475

「パートナーシップ構築宣言」について

経済産業局中小企業部中小企業金融課 経営支援・調整グループ

052-954-6332

「くるみん認定」について

労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

052-954-6360

申請要領・詳細については、令和7年12月初旬に愛知県建設局土木部建設総務課のホームページに掲載予定です。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>）

ご清聴ありがとうございました。

